

# 始良市国土強靱化地域計画

鹿児島県始良市

令和2年12月策定

(令和5年3月改定)

## 目 次

第1章 始良市国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 本計画の位置付け	1
第3節 計画期間	1
第2章 基本的な考え方	
第1節 基本目標	2
第2節 事前に備えるべき目標	2
第3節 基本的な方針	2
第3章 市の地域特性及び災害リスク	
第1節 地域特性	4
第2節 災害リスク	7
第4章 脆弱性評価	
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	14
第2節 脆弱性評価結果	16
第5章 本計画の推進方針	
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針	38
第2節 指標	58
第6章 本計画の推進	
第1節 市の他の計画等の必要な見直し	59
第2節 本計画の進捗管理	59
第3節 プログラムの推進と重点化	59
別紙 地域強靱化の推進方針に基づく取組等一覧	

### <本計画とSDGsの関連>

SDGsとは、2015年9月の国連サミットにて採択された持続可能な世界を実現するための国際目標で、17のゴールから構成されています。本計画の着実な推進により、つぎの目標達成を目指します。



# 第1章 始良市国土強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け

## 第1節 計画策定の趣旨

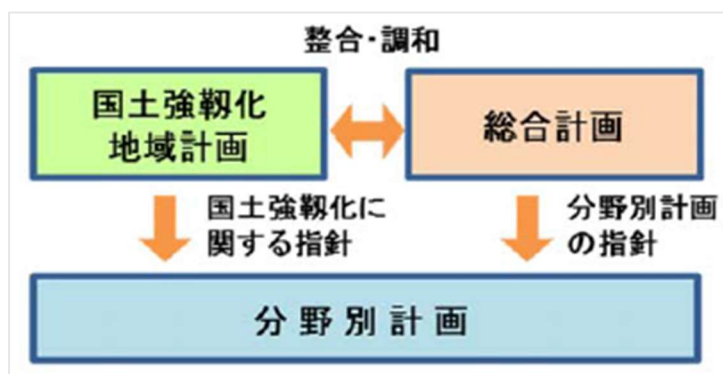
国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、2013（平成25）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、2014（平成26）年6月には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を、また、鹿児島県においては、2016（平成28）年3月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

始良市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

## 第2節 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第2次始良市総合計画（以下「市総合計画」という。）との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

<図 市総合計画との関係>



## 第3節 計画期間

本計画の内容は、第2次始良市総合計画の終期である2026（令和8）年度に合わせるため、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの3年間を計画期間とし、その後に国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

## 第2章 基本的な考え方

### 第1節 基本目標

次の4つを目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- ④ 迅速な復旧復興が図られること。

### 第2節 事前に備えるべき目標

強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の8つを設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### 第3節 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、全国の過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

#### 1 地域強靱化の取組姿勢

- ・市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組む。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・災害に強いまちづくりにより力強い地域社会を創っていくと同時に、国・県との機動的連携が可能な体制の構築と、地域間ネットワークの強化の視点を持つ。
- ・本市の産業システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

---

## 2 適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

## 3 効率的な施策の推進

- ・人口減少等に起因する地域の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的かつ効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP<sup>\*1</sup>／PFI<sup>\*2</sup>による民間資金の積極的な活用を図る。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

## 4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

---

\*1 PPP：官民が連携して公共サービスの提供を行う計画のこと。

\*2 PFI：公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

## 第3章 市の地域特性及び災害リスク

### 第1節 地域特性

本市は、薩摩半島と大隅半島の結末点に位置し、鹿児島県本土のほぼ中央に位置する。鹿児島市や霧島市と隣接し、空港や高速道路のアクセスも容易で、地理的に利便性が高い。

本市の極所の経緯度及び距離

位置	ひろがり	面積
東経 130度 37分	東西 23.7km	面積 231.25km <sup>2</sup>
北緯 31度 43分	南北 24km	

#### 1 地形・地質等

本市は鹿児島県中部の東西約24km、南北約24kmの範囲に広がる。南側は鹿児島湾（錦江湾）に面する。鹿児島湾に面する地域では、思川・別府川・網掛川・日木山川の4つの河川が流れ、これらの河川の沖積平野が始良平野を形成し、中心市街地が発達している。

西側の鹿児島市との隣接する海岸や、東側の霧島市との隣接する海岸は自然海岸であるが、多くは埋め立てによる人工海岸である。別府川は旧蒲生町の中心部であった地域まで標高の低い平坦な土地を形成し、水田地帯が広がっている。

本市の北部は北薩火山群に属する山地であり、烏帽子岳、長尾山など標高400～700mの山地が連なり、別府川の支流が流下する。北東部は霧島市に連なる台地（十三塚原）であり、網掛川や日木山川の支流が霧島市側から流れ込んでいる。南西側の鹿児島市との境界は、標高が500m前後の牟礼ヶ岡連山となっており、急峻な崖地形となっている。

鹿児島湾北部に存在していた火山が約2万9千年前に始良大噴火と呼ばれる大噴火を起こし、始良カルデラを形成した。始良市は始良カルデラの北西部の外輪山に相当する位置にあり、大噴火に伴う火砕流や火山噴出物が起源とされるシラスで覆われている。

シラス下層は、国分層群（中期更新世の鹿児島湾の原型となる地溝に堆積した土砂や火山噴出物を起源とする堆積岩、礫、砂、泥などから構成される）により構成されるが、始良平野の西に位置する赤崩山の中腹（標高約200m）にも露頭があることから、この場所で顕著な隆起があったことを示している。

始良平野は、国分層群とシラスの侵食により形成された平野であり、標高10m前後の台地が大部分を占める。

#### 2 気候

本市の年間平均気温は約17℃、年間降水量は約2,200mmで、降水量の大半が6月から9月に集中する。台風の常襲地帯である。また、市の南約20kmに桜島があるため、火山活動時に北向きの風が吹くと、降灰が発生する。

北部の山地部では平野部と比べ、夏の気温が2～3℃低く、冬季の最低気温は-5℃前後になることがある。また、初霜は11月中旬、晩霜は4月下旬になることもある。

### 3 人口の将来展望

本市の人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を尊重し、本市における人口の現状分析を行い、人口に関する市民の意識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものである。そのため、本市の人口ビジョンは、まち・ひと・しごとの創生の実現に向けて本市における人口の現状と将来の展望を提示し、策定を行っている。

また、本市の人口ビジョンは、今後5年間の目標や策定の基本的方向、具体的な施策をまとめた本市の総合戦略の策定に向けた基礎資料として策定を行うとしている。

本市は現在人口が増加傾向であり、合計特殊出生率と移動数に関する施策を行う場合の本市独自推計では、2015（平成27）年からの10年間で施策による影響のある期間と設定している。そのため、人口は増加し続け、2025（令和7）年には約8万人に達することが予測される。その後は社会増減の調整等施策の効果が薄れていくと想定したため、減少傾向となる。

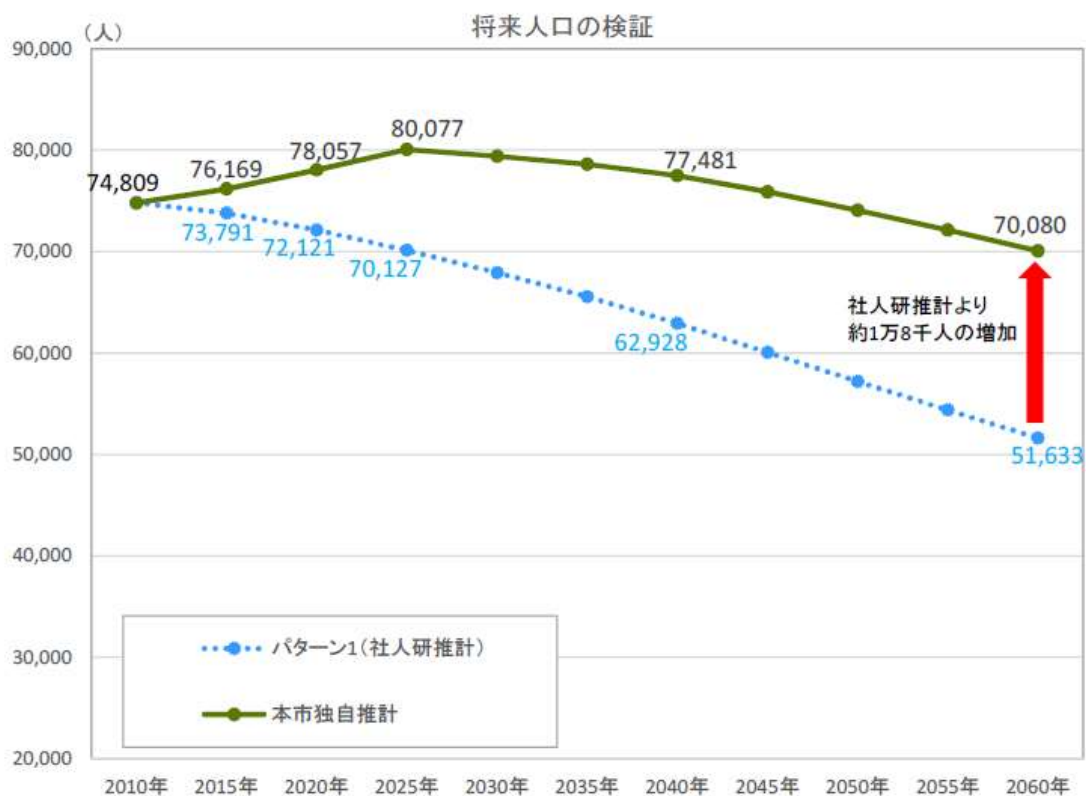


表 1

将来人口の推移 (単位:人)

項目	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
パターン1(社人研推計)	72,121	70,127	67,931	65,556	62,928	60,070	57,196	54,385	51,633
本市独自推計	78,057	80,077	79,406	78,614	77,481	75,908	74,085	72,116	70,080

表 2

本市独自推計の推移 (単位:人)

項目	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
合計特殊出生率	1.669	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800
出生数(5年間)	3,260	3,570	3,524	3,471	3,452	3,376	3,191	3,011	2,940
自然増減数(5年間)	▲ 1,449	▲ 1,577	▲ 1,904	▲ 2,064	▲ 2,310	▲ 2,553	▲ 2,602	▲ 2,536	▲ 2,452
社会増減数(5年間)	3,337	3,598	1,233	1,272	1,177	980	778	567	417
人口増減数(5年間)	1,888	2,021	▲ 671	▲ 792	▲ 1,133	▲ 1,573	▲ 1,824	▲ 1,968	▲ 2,036

<表 1 将来人口の推移 (平成 28 年始良市人口ビジョンより) >

<表 2 本市独自推計の推移 (平成 28 年始良市人口ビジョンより) >



## 第2節 災害リスク

### 1 始良市の災害特性

本市に最大の災害をもたらす危険のある自然災害は、台風とこれに伴う豪雨災害と高潮災害である。また、6月から8月頃にかけての梅雨期の大雨による水害による被害を受けやすい特性を有している。

本市南部の海岸部は、台風に伴う高潮及び暴風雨による被害の他、津波による被害の恐れもある。台風の中心が接近、または、台風が南から西の方向へ通過する際は、台風に伴う高潮及び暴風雨による被害を受けるおそれがある。

大雨による被害は、いずれも梅雨期からその末期、及び台風に伴う大雨によるものが多い。特に、本市南部の海岸部、河川堤防の危険区間、山間部における崖崩れ等による災害に注意警戒の必要がある。

### 2 始良市における災害記録

台風災害のうち、最も大きな被害を及ぼす危険性があるものは高潮災害である。

昭和20年(1945年)の枕崎台風や昭和26年(1951年)のルース台風では甚大な高潮災害が発生した。これらの台風は、暴風大雨に加え、異常な高潮を伴うものであった。ルース台風が鹿児島県に上陸したときは、台風の通過した時刻と大潮の満潮時が重なり、風速30m/s以上の暴風が南より吹き寄せたため、松原、脇元海岸背後地は甚大な被害を受け、一瞬のうちに7人の生命を奪う惨事となった。

昭和46年(1971年)6月から8月の記録的な大雨及び台風は、各所で崖崩れを発生させ、白浜、北山、木津志地区、下場の山間部に大きな被害を出した。白浜で負傷者2名、北山で死者2名、負傷者1名の犠牲者を出し、そのほか住家の全壊等を被った。

昭和60(1985年)年8月31日未明上陸した台風13号は、ルース台風以来という暴風により甚大な被害が発生した。特に高地の団地や海岸地域の住宅は大きな被害を受けた。しばらくの間、台風等による被害がなく、住民も慢心していたことも要因のひとつであった。

昭和62年(1987年)7月の豪雨では、道路や河川の決壊及び人家裏山の崩壊等が多発し、北山、木津志、下場の山間部に大きな被害が発生した。

平成5年(1993年)6月から降り続いた長雨は、8月1日と6日に未曾有の大豪雨として県下各地に大きな被害をもたらした(平成5年8月豪雨)。本市では、1日の豪雨で大型団地西側斜面約1.2kmの崩壊を始めとして、市内各所で山崩れ、土石流、ため池の決壊等が発生し、死者1名、家屋の全半壊及び床上・床下浸水、田畑の流失等大きな被害を被った。1日19時から20時までの1時間当り雨量は100.5mmを記録した。

### 3 風水害・土砂災害

本市においては、既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年(1993年)8月豪雨と同程度の豪雨に加え、平成5年(1993年)9月台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

### 想定される被害の総括表

想定項目		災害名 年月日	平成5年豪雨（8.1豪雨） （平成5年8月1日）		台風13号 （平成5年9月3日）	
気象概況			<ul style="list-style-type: none"> <li>時間最大雨量 104mm（溝辺） 100.5mm（始良市内）</li> <li>日最大雨量 450mm（溝辺） 1日</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>最大瞬間風速・風向 59.1m/s（種子島）南 3日 15:45</li> <li>最大風速・風向 33.7m/s（沖永良部）南 3日 02:40</li> </ul>	
人的被害	死者数		（始良市） 1名	（県全体） 48名	（始良市） —	（県全体） 33名
	行方不明者数		—	1名	—	—
	重傷者数		—	12名	—	15名
	軽傷者数		—	52名	—	160名
建物被害	全壊		（始良市） 15戸	（県全体） 298戸	（始良市） —	（県全体） 226戸
	半壊		20戸	193戸	—	706戸
	一部損壊		—	588戸	—	31,899戸
	床上浸水		63戸	9,378戸	—	1,381戸
	床下浸水		749戸	2,754戸	3棟	3,903戸

※「始良町水害統計調査」、「鹿児島県地域防災計画」による

#### 4 地震・津波

鹿児島県により実施された地震被害予測調査に基づき、本市において甚大な被害を及ぼすことが予想される地震（鹿児島湾直下想定地震）による地震災害を想定災害として位置づける。本想定では、地震火災を考慮し、地震の発生季節・時刻を、出火・延焼の危険性が最も高い「冬の夕刻」とした。

##### 想定地震の概要

震源		鹿児島湾直下想定地震	（参考）南海トラフ巨大地震
震源断層 の大きさ 等	長さ	23km	—
	幅	12km	—
	上端深さ	5km	—
マグニチュード（M）		6.9	9.0
過去の地震		1914年 （M7.1） 桜島地震	1707年 （—） 宝永地震 （東海・東南海・南海連動 型地震）

※「鹿児島県地域防災計画」、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」

### 地震動の分布状況

想定地震	地震動の分布状況の予測結果
鹿児島湾直下想定地震	震源近傍の鹿児島湾北西部と桜島で震度6弱が予測される。また、震源から比較的離れた地域でも、沖積地盤の見られる谷間やロームに覆われた台地上などで、震度5強から震度6弱が分布することが予測される。県本土の広い地域で震度5弱以上の揺れが予測される。 始良市では震度5強から震度6弱が低地部を中心とした広い範囲で予測される。
(参考) 南海トラフ巨大地震	国内の広い地域に影響を及ぼし、震源近傍の太平洋沿岸では、震度7が予測される。 鹿児島県では、震度5強から震度6弱が予測される。 始良市では震度5強から震度6弱が広い範囲で予測される。

※「鹿児島県地域防災計画」

#### ①液状化危険

始良平野の低地部、および内陸部でも低地部において危険性が特に高い。

#### ②津波危険

鹿児島湾直下想定地震では、本市沿岸には地震発生から約12分後に最大津波高2.26mの津波が予測されている。

また、南海トラフ巨大地震では、本市沿岸には、約150分後に最大津波高2.58mの津波が予測されている。

なお、本市では、桜島及び海底噴火に伴う地震・津波の危険に留意する必要がある、過去に約6mの津波が起こった経緯がある。

#### ③建物被害

木造建物の全壊率が数%を越えると予測される。

表 被害シナリオ（県予測調査から抜粋）

		南海トラフ地震	桜島海底噴火（桜島北方沖）
震源・発生源		南海トラフ	錦江湾奥部
最大震度		6弱	×
津波到達時間	場所【地区】	始良市	始良市脇元
	津波の高さ+1m（分）	145	4*
	最大津波（分）	150	4*
最大津波高（T.P.+m）		2.58	7.77*

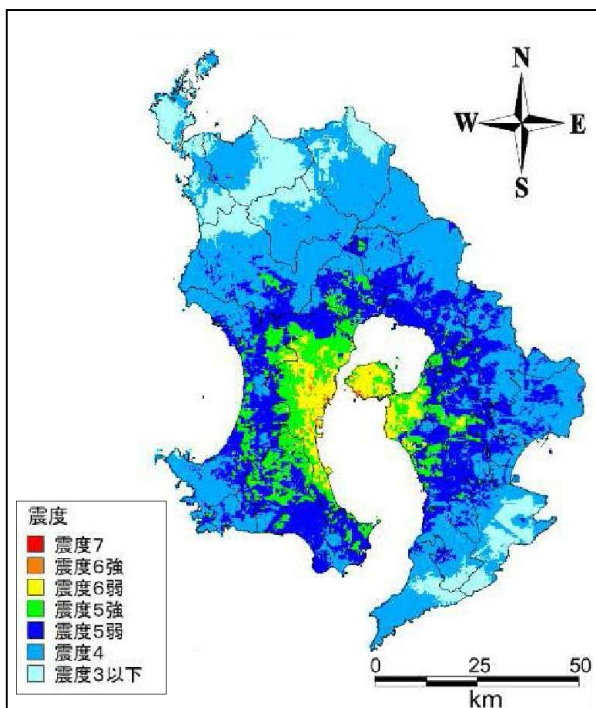
建物被害の推計	事象	液状化、揺れ、 斜面崩壊、津波	津波
	全壊・焼失 (棟)	1,100	—
	半壊 (棟)	4,600	100
人的被害の推計	事象	建物倒壊、津波	津波
	死者数 (人)	—	230
	負傷者数 (人)	×	120
	重傷者数 (人)	×	40

—：わずか、×：記載無し、※脇元地区の場合

### 始良市における想定地震ごとの震度分布と最大震度

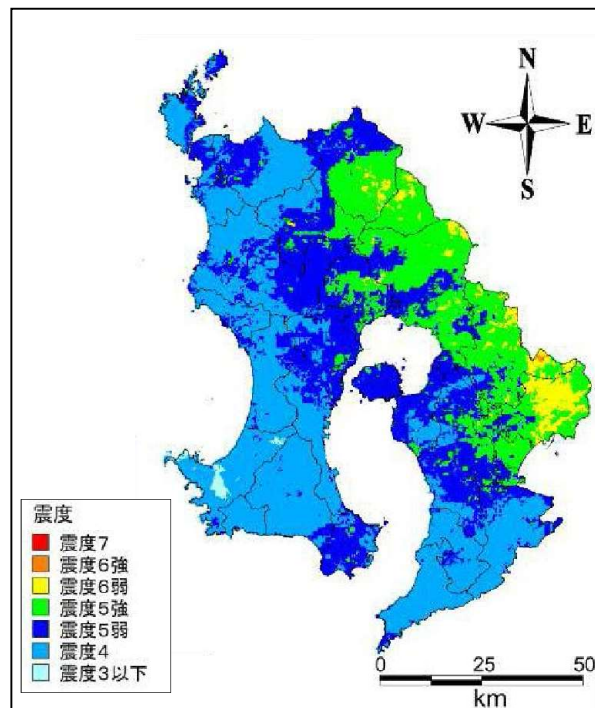
(1) 鹿児島湾直下

最大震度：6弱



(2) 南海トラフ【陸側ケース】

最大震度：6弱



※「鹿児島県地震等災害被害予測調査中間報告（災害想定の概要）」

## 5 火山噴火

### (1) 桜島の概要

#### ①地形・地質の概要

桜島は始良カルデラの南縁に形成された成層火山である。桜島の火山体は、北岳（標高 1,117m）と南岳（標高 1,040m）の二つの主成層火山が重なって一つの桜島火山を形成している。これら主成層火山の山腹には歴史時代の活動によって形成された火口（大正噴火や昭和噴火の火口等）、火砕丘（鍋山、蝦ノ塚等）、溶岩ドーム（フリハタ山、湯之平、権現山、春田山、引ノ平等）がある。山腹から山麓にかけては、昭和溶岩、大正溶岩、安永溶岩、文明溶岩等の歴史時代の溶岩流が広がっているほか、噴出年代の明らかになっていない溶岩流が広い範囲に分布している。

また、赤生原から白浜にかけて、赤水から野尻にかけての山麓には河川・溪流から流下した土石流によって形成された火山麓扇状地が発達している。

桜島は約 1 万 3 千年前から活動をはじめ、その後 13 回の大規模な軽石噴火を繰り返し、火砕流や溶岩流を噴出しながら成長し現在に至っている。

#### ②気象条件

##### 風速

2001 年～2010 年の高層気象観測データ（観測点：鹿児島（鹿児島市東郡元町）から、桜島上空（3,000m～10,000m）での風向・風速を季節ごとにまとめると以下のとおりとなる。

風向：春季、秋、冬季の上層風は上空 3,000m～10,000m までほとんどが西風である。

夏季は南西の風の頻度が高い。

高度による風向の差は殆どない。

風速：冬季は偏西風の影響で上空 10,000m 付近では秒速 80m を越えることがある。

夏季はどの高度でも秒速 20m を越えることはあまりない。

### (2) 桜島の活動史

#### ①桜島の活動

桜島の発達史は古期北岳、新期北岳、南岳の 3 つのステージに区分できる。古期北岳の活動（約 2 万 6 千年から約 2 万 4 千年前）の後、休止期間を挟み、新期北岳の活動が約 1 万 3 千年前から開始し、少なくとも 10 回の軽石噴火を繰り返し、約 5 千年前には活動を停止した。その後、南岳の活動へ移り、歴史時代に 4 回の軽石噴火が発生した。

#### ②歴史時代の活動

歴史時代の桜島の活動記録は、和銅元年（708 年）が最も古いとされている。その後の噴火は大正 3 年の大噴火まで 30 回余記録されている。しかし、他に記録に残らなかった大噴火もあったであろうし、また、中小噴火は記録に残されていないものが多数あるものと考えられる。これらの噴火のうち最も活動の激しかった噴火は、天平宝字 8 年（764 年）、天明年間、安永年間、大正 3 年、昭和 21 年の噴火であったと

---

されている。

- **天平宝字年間の噴火**：南岳の東麓でマグマ水蒸気爆発が起こり、それによって鍋山が形成されたと推定されている。また、この時には現在は東側の大正溶岩や昭和溶岩の下にある長崎鼻溶岩が流下し、海まで達した。
- **文明年間の噴火**：桜島の南西と北東斜面から溶岩を噴出し、持木町方面と黒神町方面に溶岩原を形成し、2方向の溶岩とも海まで達した。
- **安永年間の噴火**：桜島の南斜面と北東斜面から溶岩を噴出し、古里町方面と高免町方面に溶岩原を形成した。北東斜面から流下した溶岩は一部で文明溶岩を被い、北東の海域まで広がった。南側火口からは降下火砕物から変わった火砕流が流下した。
- **大正噴火（大正3年1月）**：爆発的噴火により多量の火山灰が降下堆積し、その後、西側斜面で火砕流が発生し、さらに、東と西の斜面から溶岩が流下し、それぞれ海まで達した。特に、東側に流下した溶岩は瀬戸海峡を埋め、桜島は大隅半島と陸続きになった。
- **昭和噴火（昭和21年3月）**：大正溶岩の分布する東側斜面から溶岩が流下し、一部で大正溶岩を被った。

約2万9千年前に、現在の鹿児島県本土の中央部で巨大噴火が起こり、膨大なシラスを噴出したあとには始良カルデラが形成された。桜島は約2万6千年前から活動を始め、大規模な噴火を繰り返しながら成長してきた。

その後、記録に残る最も古い708（和銅元）年の噴火以降、安永噴火（1779年）や大正噴火（1914年）等のように大規模な山腹噴火が、約百年から数百年の間隔で起こっている。

近代に起こった大正噴火（1914年）では、噴煙が約8,000m以上も上昇し、軽石や降灰が多いところで約2m降り積もった。さらに、流出した溶岩で桜島と大隅半島が陸続きになった。

噴火に加えて、鹿児島湾内を震源とするM7.1の地震などもあって多数の死傷者が発生したほか、家屋の埋没や倒壊・焼失、農林水産業等の壊滅的な被害もあり、多くの人が県内外へ移住せざるを得なくなった。また、降り積もった火山灰等による度重なる土石流で、死傷者や建物の流出など多くの被害があった。

本市域においても、降灰が多いところで数cm以上降り積もったと見られ、農林水産業等に被害が発生した。



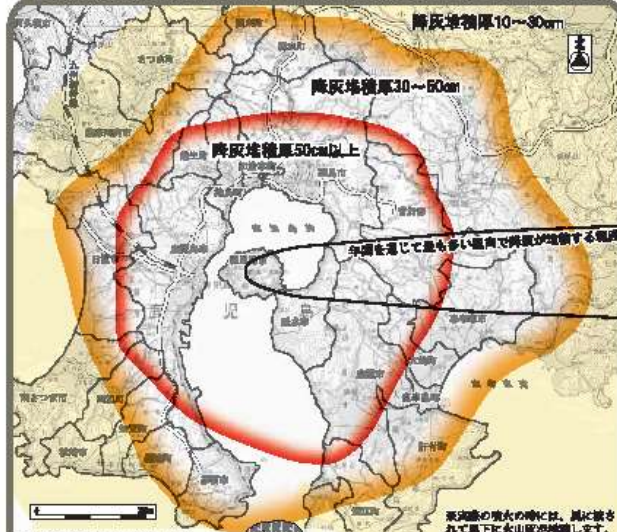
# 桜島広域火山防災マップ

【桜島で大規模噴火が起きたら】

桜島に大規模噴火の噴き出しが発生します。【大正、昭和、令和の噴火】  
大規模噴火の噴き出しがあると、桜島だけでなく、広い地域に影響が及びます。

【大規模噴火時の降灰分布予測】

この図は、降灰の可成性のマップを示したものです

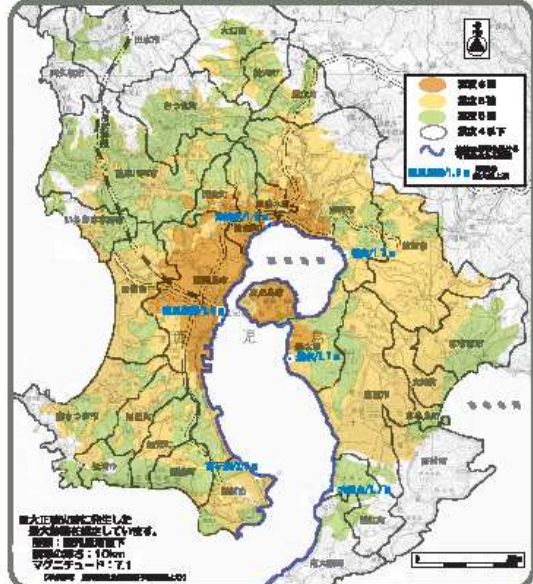


- 降灰による被害の想定
- 降灰の程度 - 木造家屋が崩壊する可能性がある
  - 降灰が多量に降ると、電線が断線する可能性がある
  - 降灰の程度によっては、土石流が多発します
  - 降灰の程度 - 河川では、洪水の恐れがあります
  - 降灰の程度が50cm以下でも様々な被害があります
  - 目、鼻、のどなどの異状
  - 視界不良、スリップ等による交通障害
  - 農作物被害
  - 道路のセンターライン、側道が崩れる

以上の図は有史以前にも多くの火山灰や軽石を噴出した大規模噴火の噴出量を想定しています。  
大規模噴火時には、そのときの降灰量によって降灰が堆積する範囲が異なります。  
桜島上空の一年間の降灰、降灰を分析し、島方位に火山灰が堆積する可能性のある範囲の図を複数個に示しています。(一般に、全ての方位に堆積するわけではありません)

- 降灰: 桜島上空に噴出した降灰が、島内では、降灰堆積量10cm以上となる可能性があります。  
土石流・洪水: 降灰が降ると、山崩れや土石流の発生しやすくなります。降灰が降った後、しばらくは発生しやすくなります。  
地震: 大規模噴火に伴い、島内が地震で揺れる可能性があります。  
津波・洪水: 降灰が降ると、河川では洪水の恐れがあります。降灰が降ると、河川の氾濫の恐れがあります。

【大規模噴火時の地震による震度分布予測】



## 【過去の大規模噴火】

**桜島の生い立ち**

約14千年前 - 桜島火山の活動が始まる

約12万3千前 - 1回目の大規模噴火

北岳山頂噴火

約4千5百年前から現在の活動が始まる

断続的噴火により南岳形成

764年 - 天平宝字の山頂噴火

1471年 - 文明の山頂噴火

1779年 - 安永の山頂噴火

1814年 - 大正の山頂噴火

1846年 - 昭和の山頂噴火

1955年 - 断続的噴火

## 大正噴火時の降灰、土石流、洪水発生状況



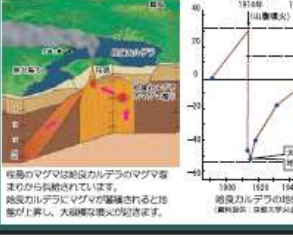
## 文明噴火の軽石分布



## 安永噴火の津波・浸水被害

安永噴火では、島内だけでなく桜島北東の島内でも噴火があり、小島村辺りでは約10mの津波が発生しました。この津波により、島内では約9人が死亡、5人が行方不明になりました。また、大島にマグマを噴出したため、地盤が最大で約1m沈み、島内各地で浸水被害が発生しました。

## 【桜島の防災】



- 桜島では地盤が徐々に上昇してきています。現在、マグマは大正噴火時の約100%まで溜まっており、大規模な噴火がいつ発生してもおかしくない状況です。
- 桜島と島民が共に生きていくために、国や県、市、町は様々な防災対策を実施しています。
- 噴筒各機関の監視観測により、大規模噴火が発生しそうとなるときには事前に予兆を捉えることが可能であるとされています。

## 【いざというときの情報】

以下の情報を確認し、必要に応じて避難して下さい。  
火山活動等に関する気象台からの情報

■火山情報と火山活動度レベル

火山情報	レベル	火山の状況	備考
緊急	5	極めて大規模な噴火が発生または可能性	大正噴火(1914年) 昭和噴火(1946年)
火山情報	4	中～大規模噴火が発生または可能性	1980年11月噴火 (昭和55年)
臨時	3	活発な火山活動	1955年11月噴火 (昭和30年)
火山	2	比較的静穏な噴火活動	通常レベル
火山情報	1	静穏な火山活動	1955年～1959年 昭和
火山情報	0	長期噴火の活動がほぼなし	静穏

■津波予報

津波の種類	解説
津波警報	高いところまで避難する以上の被害が予想されますので、厳重に警戒してください。
津波注意報	高いところまで避難する以上の被害が予想され、警戒してください。
津波注意報	高いところまで避難する以上の被害が予想され、警戒してください。

## <避難に関する市町からの情報>

段階	情報の内容
避難準備情報	大規模噴火の恐れがあります。避難の準備が完了するまで避難してください。その間から避難の準備が完了してください。
避難勧告	大規模噴火の恐れがあります。避難してください。避難してください。
避難指示	大規模噴火の恐れがあります。避難してください。避難してください。

三つの情報が、防災行政無線や伝言板などにより、地域の皆さんに伝えられます。

火山灰が降り続く場合には、少しの間でも土流が発生しやすくなります。土砂災害が降りやすくなったら、気象台および県、市町から「土砂災害警戒情報」や「避難に関する情報」が出ますので注意してください。

調査制作: (財)防災センター  
監修: 桜島火山防災対策委員会(桜島火山防災対策委員会委員長 長瀬大樹 桜島市長 石原真司 資料提供: 鹿児島大学・鹿児島大学防災センター 発行年月: 平成30年7月)

## 第4章 脆弱性評価

### 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討すべく、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる36の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態



5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下及び企業活動等の停滞
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

## 第2節 脆弱性評価結果

36の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

### 【脆弱性評価結果】

#### 1 直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

###### ①（住宅・建築物の免震・耐震化）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の免震・耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する必要がある。

###### ②（医療・社会福祉施設の免震・耐震化）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう、各医療機関・社会福祉施設及び「地域介護・福祉空間整備等事業」等により高齢者施設等の免震・耐震化、非常用電源の確保等を促進する必要がある。

###### ③（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、県や関係機関等と連携を図り、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び長寿命化対策を促進する必要がある。

###### ④（無電柱化等の推進）

大規模地震等が発生した場合、電柱等の占用物件の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱等の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化や占用物件の削減を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路等の安全性を高める必要がある。

###### ⑤（公共施設等の免震・耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の免震・耐震化を推進する必要がある。また、避難所等に利用される学校施設の老朽化が進んでいるため、屋根・外壁・内装・天井等の非構造部材の耐震化対策の必要がある。あわせて、高齢者等の避難者の利用に配慮した

トイレの洋式化をはじめとする改修等による機能向上が必要である。

⑥ (防災訓練や防災教育等の推進)

学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

⑦ (多数の人が利用する建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する必要がある。

⑧ (大規模盛土造成地の災害防止対策の推進)

大規模地震や豪雨時に表層崩壊や滑動崩壊の可能性がある大規模盛土造成地を特定する調査等を実施し、大規模盛土造成地の災害防止対策等を推進する必要がある。

⑨ (デジタル技術の活用)

今後多様かつ激甚化する災害に対して的確に対応し、盛土による災害の防止など、防災・減災を主流化した強靱なまちづくりをより強化するため、デジタル技術を活用したまちづくりDX (デジタルトランスフォーメーション) \*を推進する必要がある。

※まちづくりDX (デジタルトランスフォーメーション): 基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、まちづくりの在り方を変革することで都市における新たな価値創出又は課題解決を図ること。

## 1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

① (防火対策)

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による物的・人的被害が想定されるため、耐火建築物等の建築や密集市街地の木造老朽建築物等の対策など、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

② (消防団や自主防災組織等の充実強化)

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

③ (土地区画整理事業・街路事業の推進)

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災による多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、土地区画整理事業や都市計画街路を配置計画し、都市の密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

④（火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進）

火災予防及び火災時の被害軽減のため、住宅防火対策の普及や違反是正の推進、危険物施設等の適正な維持管理に努め、キャンペーン等による被害の軽減や事故防止対策の推進等を図る必要がある。

### 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

①（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した際に港湾施設や海岸堤防等が倒壊し、津波による浸水被害等の発生が想定されるため、海岸堤防等の点検を行い、必要に応じ構造改変や長寿命化を図ることで老朽化対策を推進する必要がある。また、重富漁港においては、長寿命化計画に基づく老朽化対策を推進する必要がある。

②（避難場所等の確保、避難所の耐震化等）

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進するとともに、関係機関が連携して広域的かつ大規模な津波発生時の対応策を検討する必要がある。

③（津波避難計画等の住民等への周知及び適切な見直し）

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、平時から津波避難計画・津波ハザードマップなどの津波避難対策を住民等に対し周知するとともに、適切な見直しを行う必要がある。

④（水門等の効果的な管理運用）

大規模津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定されるため、県等と連携を図りながら、水門・樋門の自動化、遠隔操作化を含めた操作従事者の安全確保を考慮した効果的な管理運用と施設更新を推進する必要がある。

⑤（南海トラフ地震防災対策推進計画の継続的な見直し）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画の継続的な見直しを図り、防災対策を計画的かつ速やかに推進す

る必要がある。

#### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生

##### ①（防災情報の高度化）

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水等により住民等の生命・身体に危害が及ぶことを防ぐため、防災行政無線や防災ラジオ、ホームページ、SNS等、さまざまな手段により住民への迅速かつ正確な情報提供に努める必要がある。また、洪水による損害を生じるおそれのある河川において、県が策定した洪水浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップと、雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に浸水の発生が想定される区域の浸水に関する情報等を記載した内水ハザードマップを作成し、今後多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図れるよう、住民周知をはじめとするソフト対策を推進する必要がある。

##### ②（河川改修等及び排水対策等の治水対策の推進）

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水等による甚大な浸水被害が懸念されるため、地域の状況・課題・必要性、緊急性・要望などを総合的に判断しながら、河川改修・幹線用排水路・公共下水道（雨水）及び住宅地等の排水対策の整備を推進する必要がある。また、排水施設の土砂除去等の維持管理を強化しつつ、排水抑制や貯留機能等を検討し都市防災を総合的に推進する必要がある。

##### ③（内水対策に係る人材育成）

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策についてより迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。また、各種団体との連携を強化し防災減災に努める必要がある。

##### ④（要配慮者利用施設における避難確保計画の策定）

異常気象等による豪雨により大規模な浸水被害が発生した際、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、災害危険度判定調査を行い、当該施設における避難確保計画の策定及び訓練の実施を促進する必要がある。

##### ⑤（避難行動要支援者の避難計画の策定）

異常気象等による豪雨により大規模な浸水被害が発生した際、避難時に支援が必要な者が円滑に避難を行えるよう、避難行動要支援者の避難方法について個別計画を策定する必要がある。

#### 1-5 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

##### ①（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化）

桜島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用などの対応が図られているが、引き続き、火山防災協議会等の構成機関相互の連携を図り、避難体制強化を図る必要がある。

②（桜島大規模噴火時の火山災害対策の推進）

大規模な噴火が発生した場合、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における火山災害対策について、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要がある。

また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあるため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

③（治山事業の推進）

集中豪雨や地震の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、県等と連携し、山地災害の恐れのある人家裏等の山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④（土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制の整備）

異常気象等による豪雨により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線、防災ラジオ、ホームページ、SNS等さまざまな手段により住民への迅速かつ正確な情報提供に努める必要がある。

また、県が指定した土砂災害警戒区域等をもとに土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をハザードマップ等で明らかにし、避難場所や避難路等の整備をすることで、警戒避難体制の強化を図り、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。特に、白浜地区においては、国道10号の4車線化にともない、白浜地区住民の緊急待機場所がなくなることから、新たな緊急待機場所を確保する必要がある。

⑤（土砂災害対策の推進）

近年の気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加や地震の多発に伴い、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。しかしながら、市内の土砂災害危険箇所における砂防施設等の整備率は未だ低い状況であるため、県等と連携し、市民の生命・財産を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また、災害ハザードエリアの新規立地の抑制及び円滑な基礎調査の実施並びに適正な規制区域の指定等を併せて総合的な対策を講じていく必要がある。

⑥（地域防災力の向上）

豪雨、地震、火山の大規模噴火等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生した場合、行政だけでは対応できないため、防災リーダー等の人材を育成し、自助と共助



の意識を高め、地域防災力を向上させる必要がある。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ①（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化や長寿命化による輸送手段の確保、また、海路及び空路での輸送手段の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

#### ②（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の共用率は全国平均に対して下回っており、整備を促進する必要がある。

#### ③（備蓄物資等の供給体制等の強化）

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な確保及び配分を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。併せて、非常食や飲料水等といった物資や物資の適切な備蓄場所を確保する必要がある。

#### ④（水道施設の耐震化）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

#### ⑤（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがある。このため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

#### ⑥（医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備）

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがある。このため、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図り、円滑な供給体制の

構築に努める必要がある。

⑦（医療用資機材・医薬品等の備蓄）

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通備蓄の確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として備蓄し、適正な管理を推進する必要がある。

⑧（受援計画の強化・見直し）

被災による物資供給に対し、国及び県、事業者等から物的・人的支援を受ける必要があるため、物的・人的支援の受入体制を整備した受援計画を策定しているが、定期的な見直し等を行うことにより、物的・人的支援の受援体制を強化する必要がある。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①（孤立集落対策）

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生するおそれがあるため、既存の道路施設等の防災点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についての法面防災などの幹線道路の整備のハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

## 2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

①（消防の体制等強化）

大規模自然災害時には消防等の被災により、人員・装備の不足が予想されるとともに、発災直後に消防力を上回る事態が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定される。このため、活動人員等の確保及び災害拠点施設の整備を図るとともに、緊急消防援助隊等の車両・装備資機材等の充実や受援体制を確立し、消火・救助・救急活動等が迅速かつ的確に行われるよう体制を構築する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・施設・訓練の充実強化、水防団や自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。

②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

③（DMATの受入体制整備）

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動を開始できるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。



## 2-4 大量の帰宅困難者の発生、混乱

### ①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、正確かつ迅速に情報提供を行い、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する必要がある。

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ①（医療救護活動の体制整備）

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となるため、県医師会や始良地区医師会等と連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

### ②（DMATの受入体制整備）[再掲 2-3-③]

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する必要がある。

### ③（ドクターヘリの活用）

救急医療体制を充実・強化するため、大規模災害時におけるドクターヘリの速やかな運用が可能となるように、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

### ④（広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用）

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める必要がある。

### ⑤（災害対応マニュアルなどの見直し）

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

### ⑥（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）[再掲 2-1-②]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の共用率は全国平均に対して下回っており、整備を促進する必要がある。

### ⑦（港湾施設の耐震・耐波性能の強化）

大規模自然災害が発生した際、基幹インフラである港湾施設が損壊し、海上から物資等の輸送ができなければ、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、海上からの物資等の輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁・緑地・

臨港道路等の整備を進めるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。また、重富漁港においては、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進する必要がある。

## 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携の強化や連絡体制の確保に努める必要がある。

### ②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

### ③（下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成）

大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、農業集落排水処理施設を含む下水道施設の耐震化や機能更新及び老朽化対策等を推進するとともに、地域下水道事業及び農業集落排水処理施設について、業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### ①（公共施設等の免震・耐震化）[再掲 1-1-⑤]

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の免震・耐震化を推進する必要がある。また、避難所等に利用される学校施設の老朽化が進んでいるため、屋根・外壁・内装・天井等の非構造部材の耐震化対策の必要がある。あわせて、高齢者等の避難者の利用に配慮したトイレの洋式化をはじめとする改修等による機能向上が必要である。

### ②（電力供給遮断時の電力確保）

避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や、防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムや蓄電池等の再生可能エネルギーの導入等を検討する必要がある。

### ③（医療・社会福祉施設の免震・耐震化）[再掲 1-1-②]

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう、各医療機関・社会福祉施設及び「地域介護・福祉空間整備等事業」等により高齢者施設等の免震・耐震化、非常用電源の確保等を促進する必要がある。

④（災害時保健活動及びDHEAT等の受入体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や災害派遣福祉チーム（DWAAT）等といった各種団体の受入体制を整備する必要がある。

⑤（避難所運営マニュアル等の見直し）

災害発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、避難所運営マニュアル等を随時見直しの検討をする必要がある。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

①（公共施設等の免震・耐震化）[再掲 1-1-⑤]

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の免震・耐震化を推進する必要がある。また、避難所等に利用される学校施設の老朽化が進んでいるため、屋根・外壁・内装・天井等の非構造部材の耐震化対策の必要がある。あわせて、高齢者等の避難者の利用に配慮したトイレの洋式化をはじめとする改修等による機能向上が必要である。

②（防災拠点施設における電力・燃料の確保）

電力供給遮断等の非常時に、防災拠点施設での災害対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料を確保する必要がある。また、防災拠点における災害対応車両等の燃料を確保できる体制を整備する必要がある。

③（業務継続計画（BCP）の見直し等）

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の定期的な見直し、実効性向上を図る必要がある。

④（受援計画の強化・見直し）[再掲 2-1-⑧]

被災による物資供給に対し、国及び県、事業者等から物的・人的支援を受ける必要があるため、物的・人的支援の受入体制を整備した受援計画を策定しているが、定期的な見直し等を行うことにより、物的・人的支援の受援体制を強化する必要がある。

⑤ (市が管理する情報ネットワークの環境整備)

市が管理する情報ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止を防ぐため、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等の環境整備を図る必要がある。

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

① (情報通信機能の耐災害性の強化・高度化)

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺または機能停止した場合でも、市民へ防災情報等を伝達できるよう、公衆無線LAN環境の整備や情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

② (市が管理する情報ネットワークの環境整備) [再掲 3-1-⑤]

市が管理する情報ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止を防ぐため、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等の環境整備を図る必要がある。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① (住民等への災害情報提供)

住民への災害情報の提供にあたり、市と自治会や自主防災組織等が連携して、災害情報の共有を図る必要がある。

② (災害に強い情報基盤の整備)

災害発生時において迅速かつ正確な情報を発信するため、インターネット等の多様な情報獲得手段も確保していく必要がある。

③ (情報伝達手段の多様化等)

全国瞬時警報システム(Jアラート)の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているが、今後さらに、様々な手段を使用した情報伝達の整備を着実に進める必要がある。

④ (ラジオ難聴の解消)

ラジオ放送は、停電時においても情報入手が可能なメディアであるが、重富や白男等の地区では、コミュニティFM放送を聴取できない区域があるため、必要不可欠な情報

通信機能・情報サービスを確保し、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態を回避する必要がある。

#### 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

##### ①（住民等への災害情報の提供）〔再掲 4-2-①〕

住民への災害情報の提供にあたり、市と自治会や自主防災組織等が連携して、災害情報の共有を図る必要がある。

##### ②（災害に強い情報基盤の整備）〔再掲 4-2-②〕

災害発生時において迅速かつ正確な情報を発信するため、インターネット等の多様な情報獲得手段も確保していく必要がある。

##### ③（情報伝達手段の多様化等）〔再掲 4-2-③〕

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであるが、その他手段を使用した情報伝達手段の整備を着実に進める必要がある。

##### ④（ラジオ難聴の解消）〔再掲 4-2-④〕

ラジオ放送は、停電時においても情報入手が可能なメディアであるが、重富や白男等の地区では、コミュニティFM放送を聴取できない区域があるため、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保し、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態を回避する必要がある。

##### ⑤（情報通信機能の耐災害性の強化・高度化）〔再掲 4-1-①〕

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺または機能停止した場合でも、市民へ防災情報等を伝達できるよう、公衆無線LAN環境の整備や情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

##### ⑥（防災訓練や防災教育等の推進）〔再掲 1-1-⑥〕

学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。



## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下及び企業活動等の停滞

#### ① (サプライチェーン※確保のための道路等の防災・減災対策等の推進)

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定されるため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮・降灰対策等を着実に総合的に推進する必要がある。

#### ② (無電柱化等の推進) [再掲 1-1-④]

大規模地震等が発生した場合、電柱等の占用物件の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱等の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化や占用物件の削減を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路等の安全性を高める必要がある。

#### ③ (企業における事業継続計画 (BCP) 策定等の支援)

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント (BCM) の構築について、本市の企業の取組を推進する必要がある。

※サプライチェーン：原材料・部品の供給、輸送、生産、販売などの製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称。

### 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### ① (危険物施設等の安全対策等の強化)

危険物施設等においては、大規模自然災害発生時に大量の危険物性物質の流出が想定されるため、ハード面の対策に加え、緊急時における応急処置等の優先順位について定めるなど、防災対策の強化を進める必要がある。

#### ② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

### 5-3 物流機能等の大幅な低下

#### ① (物資輸送ルート確保) [再掲 2-1-①]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被

災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化や長寿命化による輸送手段の確保、また、海路及び空路での輸送手段の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）[再掲 2-1-②]

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の共用率は全国平均に対して下回っており、整備を促進する必要がある。

③（港湾施設の耐震・耐波性能の強化）[再掲 2-5-⑦]

大規模自然災害が発生した際、基幹インフラである港湾施設が損壊し、海上から物資等の輸送ができなければ、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、海上からの物資等の輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。また、重富漁港においては、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進する必要がある。

#### 5-4 食料等の安定供給の停滞

①（物資輸送体制の構築）

大規模自然災害等が発生した場合において、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る必要がある。

②（備蓄物資等の供給体制等の強化）[再掲 2-1-③]

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な確保及び配分を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。併せて、非常食や飲料水等といった物資や物資の適切な備蓄場所を確保する必要がある。

③（漁港の機能保全）

本市管理漁港においては、長寿命化計画に基づき既存の施設や水域施設等漁港施設、海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。

④（受援計画の強化・見直し）[再掲 2-1-⑧]

被災による物資供給に対し、国及び県、事業者等から物的・人的支援を受ける必要があるため、物的・人的支援の受入体制を整備した受援計画を策定しているが、定期的な

見直し等を行うことにより、物的・人的支援の受援体制を強化する必要がある。

⑤（農道・農道橋の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策に着手する必要がある。

## 5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①（応急給水体制の整備）〔再掲 2-1-⑤〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがある。このため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

②（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-④〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

③（農業水利施設等の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画を策定し、耐震化及び長寿命化対策に着手する必要がある。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

①（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-④〕

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

②（下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成）〔再掲 2-6-③〕

大規模地震等が発生した場合、下水施設が被災し、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、農業集落排水処理施設を含む下水道施設の耐震化、機能更新及び老朽化対策等を推進するとともに、地域下水道事業及び農業集落排水処理施設について、業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。



③（し尿処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、県及び県内市町村間の協力体制を強化するとともに、災害時における代替施設の確保、耐震対策等を促進する必要がある。

④（ごみ処理施設の防災対策の強化）

大規模地震等が発生した場合、ごみ処理施設の被災により施設が使用不能や能力低下となり、ごみ処理に支障を来す恐れがあるため、県内各施設間での災害時相互支援協定による協力体制を強化するとともに、経年による施設劣化対策として延命化措置を講じる必要がある。

⑤（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 2-7-②〕

避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や、防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムや蓄電池等の再生可能エネルギーの導入等を検討する必要がある。

⑥（再生可能エネルギーの導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、公共施設、事業所及び家庭で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の再生可能エネルギーの導入を促進する施策の検討が必要である。

## 6-2 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

①（物資輸送ルート確保）〔再掲 2-1-①〕

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化や長寿命化による輸送手段の確保、また、海路及び空路での輸送手段の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（無電柱化等の推進）〔再掲 1-1-④〕

大規模地震等が発生した場合、電柱等の占用物件の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱等の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化や占用物件の削減を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路等の安全性を高める必要がある。

③（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 2-1-②〕

災害時の緊急輸送を確保するため、高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送

道路の整備や、冗長性の向上、高速交通ネットワークの構築が進められているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の共用率は全国平均に対して下回っており、整備を促進する必要がある。

④（道路・用排水路及び住宅地等の排水対策）

集中豪雨の発生による路面冠水や住宅地等の甚大な浸水により、交通が遮断され避難、支援、輸送等に障害を及ぼすことが想定されるため、道路・用排水路及び住宅地等の排水対策を促進する必要がある。

### 6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

①（防災インフラの整備）

海岸堤防等の防災インフラについては、管理者である県等との連携を図りながら津波被害や浸水被害のリスクが高い河川・海岸・住宅地等において、河川の拡幅、堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の津波・浸水対策の整備を推進する必要がある。

②（港湾施設の耐震・耐波性能の強化）〔再掲 2-5-⑦〕

大規模自然災害が発生した際、基幹インフラである港湾施設が損壊し、海上から物資等の輸送ができなければ、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、海上からの物資等の輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。また、重富漁港においては、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進する必要がある。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①（土地区画整理事業・街路事業の推進）〔再掲 1-2-③〕

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災による多数の死傷者が発生するなどの被害が想定されるため、土地区画整理事業や都市計画街路を配置計画し、都市の密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

②（都市公園事業等の推進）

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園・緑地事業や都市防災総合推進事業・市街地整備事業等の活用により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地・広場・オープンスペース等の防災拠点としての機能強化及び老朽化対策・グリーンインフラを推進する必要がある。

### ③ (消防の体制等強化) [再掲 2-3-①]

大規模自然災害時には消防等の被災により、人員・装備の不足が予想されるとともに、発災直後に消防力を上回る事態が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定される。このため、活動人員等の確保及び災害拠点施設の整備を図るとともに、緊急消防援助隊等の車両・装備資機材等の充実や受援体制を確立し、消火・救助・救急活動等が迅速かつ的確に行われるよう体制を構築する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・施設・訓練の充実強化、水防団や自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。

### ④ (消防団や自主防災組織等の充実強化) [再掲 1-2-②]

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

### ⑤ (火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進) [再掲 1-2-④]

火災予防及び火災時の被害軽減のため、住宅防火対策の普及や違反是正の推進、危険物施設等の適正な維持管理に努め、キャンペーン等による被害の軽減や事故防止対策の推進等を図る必要がある。

## 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

### ① (危険物施設等の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

危険物施設等においては、大規模自然災害発生時に大量の危険物性物質の流出が想定されるため、ハード面の対策に加え、緊急時における応急処置等の優先順位について定めるなど、防災対策の強化を進める必要がある。

### ② (危険物施設等の災害に備えた消防力の強化) [再掲 5-2-②]

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自営消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

## 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

### ① (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化) [再掲 1-1-③]

大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び長寿命化対策を促進する必要がある。

## 7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

### ① (ため池の補強対策等の促進)

ため池の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ため池の機能の保持のため、より効果的・効率的な維持管理を行う必要がある。

また、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要がある。

### ② (防災インフラの維持管理・更新)

防災インフラの破損・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがあるため、防災インフラの機能の保持することを目的とした、中長期的維持管理方針を定め、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う必要がある。

## 7-5 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

### ① (危険物施設等の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

危険物施設等においては、大規模自然災害発生時に大量の危険物性物質の流出が想定されるため、ハード面の対策に加え、緊急時における応急処置等の優先順位について定めるなど、防災対策の強化を進める必要がある。

### ② (有害物質の流出対策等の推進)

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、国等と連携して対応する必要がある。

## 7-6 農地・森林等の被害による荒廃

### ① (適切な森林整備)

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等の適切な管理が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生するおそれがある。そのため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

### ② (農地浸食防止対策の推進)

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等へ

の土砂流入等の被害が及ぶことが想定されるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

③ (治山事業の推進)[再掲 1-5-③]

集中豪雨や地震の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、県等と連携し、山地災害の恐れのある人家裏等の山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④ (鳥獣被害防止対策の推進)

鳥獣による農作物被害により、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、当該地域住民に対する被害防止対策の意識の高揚を図るとともに、個体整理を目的とする緊急捕獲活動を通してソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① (災害廃棄物処理基本計画の推進)

大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理基本計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

② (ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定され、早急な復旧・復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

③ (災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等の協力について、県と県産業資源循環協会との協定のもと、関係機関も含めたさらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

### 8-2 復興を支える人材等の不足、より良い振興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

① (復興ビジョンの検討)

被災後、迅速かつ的確に復興計画を策定できるよう、有識者等と連携した復興に関す



る体制や手順、課題の把握等の事前準備を整える必要がある。

②（復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

行政機関と関係団体との災害協定締結等の取り組みや、復興を支える人材等を、横断的な取り組みにより育成し、復興事業を円滑に実行できる環境を整備する必要がある。

### 8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

①（海岸・河川堤防等の整備）

広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、洪水・高潮による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る必要がある。また、比較的発生頻度の高い（数十年～百数十年の頻度）地震・津波については、今後施設の機能を検証し整備の必要性について検討する必要がある。

②（浸水対策、流域減災対策）

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波・洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

### 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①（文化財の保護管理）

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

②（災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化）

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。本市においては、自治会や校区コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりの推進を行うなど、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

### 8-5 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

①（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供）

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。

②（災害時における応急仮設住宅の供給）

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る必要がある。

③（応急仮設住宅建設候補地リストの更新）

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。

## 8-6 風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

①（企業の業務継続体制の強化）

商工会と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、業務継続体制とその取組の強化を推進する必要がある。

②（道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供）

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、関係機関との連絡体制の構築及び情報伝達手段の多様化を図る必要がある。

## 第5章 本計画の推進方針

### 第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章第2節の脆弱性評価結果を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

#### 【本計画の推進方針】

##### 1 直接死を最大限防ぐ

###### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

###### ①（住宅・建築物の免震・耐震化）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などによる多数の人的被害を抑えるため、住宅・建築物の免震・耐震化及びブロック塀等の安全対策を促進する。

###### ②（医療・社会福祉施設の免震・耐震化）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設及び「地域介護・福祉空間整備等事業」等による高齢者施設等の免震・耐震化、非常用電源の確保等を促進する。

###### ③（交通施設、沿線・沿道建物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことを防ぐため、県や関係機関等と連携を図り、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を及び長寿命化対策を促進する。

###### ④（無電柱化等の推進）

電柱等の占用物件の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害になることを防ぐため、倒壊した電柱等の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化や占用物件の削減を進め、道路等の安全性の高める取組を推進する。

###### ⑤（公共施設等の免震・耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災し、避難や救助活動等に障害を及ぼすことを防ぐため、公共施設等の免震・耐震化を推進する。また、避難所等に利用される学校施設の非構造部材の耐震化対策、避難者の利用に配慮したトイレの洋式化等の機能向上を図る。



⑥ (防災訓練や防災教育等の推進)

学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

⑦ (多数の人が利用する建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊による多数の人的被害を抑えるため、不特定多数の人が利用する建築物の耐震化を促進する。

⑧ (大規模盛土造成地の災害防止対策の推進)

大規模地震や豪雨時に表層崩壊や滑動崩壊の可能性がある大規模盛土造成地を特定する調査等を実施し、大規模盛土造成地の災害防止対策等を推進する。

⑨ (デジタル技術の活用)

今後多様かつ激甚化する災害に対して的確に対応し、盛土による災害の防止など、防災・減災を主流化した強靱なまちづくりをより強化するため、デジタル技術を活用したまちづくりDX (デジタルトランスフォーメーション) を推進する。

## 1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

① (防火対策)

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を防ぐため、耐火建築物等の建築や密集市街地の木造老朽建築物等の対策など、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る。

② (消防団や自主防災組織等の充実強化)

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

③ (土地区画整理事業・街路事業の推進)

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災による多数の死傷者が発生するなどの被害を防ぐため、土地区画整理事業や都市計画街路を配置計画し、都市の密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する。

④ (火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進)

火災予防及び火災時の被害軽減のため、住宅防火対策の普及や違反是正の推進、危険物施設等の適正な維持管理に努め、キャンペーン等による被害の軽減や事故防止対策の推進等を図る。

### 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### ① (海岸堤防等の老朽化対策の推進)

大規模地震等が発生した際に港湾施設や海岸堤防等が倒壊し、津波による浸水被害等の発生を抑えるため、海岸堤防等の点検を行い、必要に応じ構造改変や長寿命化を図ることで老朽化対策を推進する。また、重富漁港においては、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進する。

#### ② (避難場所等の確保、避難所の耐震化等)

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者を抑えるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進する。また、関係機関が連携して広域的かつ大規模な津波発生時の対応策を推進する。

#### ③ (津波避難計画等の住民等への周知及び適切な見直し)

大規模津波等が発生時の建築物の損壊・浸水により、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、平時から津波避難計画・津波ハザードマップなどの津波避難対策を住民等に対し周知するとともに、適切な見直しを行う。

#### ④ (水門等の効果的な管理運用)

大規模津波等が発生した際に、水門等が閉鎖されていないことによる大規模な浸水被害の発生を抑え、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることを防ぐため、県等と連携を図りながら、水門・樋門の自動化、遠隔操作化を含めた操作従事者の安全確保を考慮した効果的な管理運用と施設更新を推進する。

#### ⑤ (南海トラフ地震防災対策推進計画の継続的な見直し)

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画の継続的な見直しを図り、防災対策を計画的かつ速やかに推進する。

### 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生

#### ① (防災情報の高度化)

異常気象等による豪雨の発生時に、浸水等による住民等の生命・身体に危害が及ぶことを防ぐため、防災行政無線や防災ラジオ、ホームページ、SNS等、さまざまな手段により住民への迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、洪水による損害を生じるおそれのある河川において、県が策定した洪水浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップと、雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に浸水の発生が想定される区域の浸水に関する情報等を記載した内水ハザードマップを作成し、今後多様かつ激甚化する災害に対

して、円滑な警戒避難体制の構築を図れるよう、住民周知をはじめとするソフト対策を推進する。

②（河川改修等及び排水対策等の治水対策の推進）

集中豪雨の発生時の大規模洪水等による甚大な浸水被害を抑えるため、地域の状況・課題・必要性、緊急性・要望などを総合的に判断しながら、河川改修・幹線用排水路や公共下水道（雨水）及び住宅地等の排水対策の整備を推進する。また、排水施設の土砂除去等の維持管理を強化しつつ、排水抑制や貯留機能等を検討し都市防災を総合的に推進する。

③（内水対策に係る人材育成）

異常気象等が発生した際、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策についてより迅速な対応を行うための人材育成を推進する。また、各種団体との連携を強化し防災減災に努める。

④（要配慮者利用施設における避難確保計画の策定）

異常気象等による豪雨により大規模な浸水被害が発生した際、要配慮者利用施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、災害危険度判定調査を行い、当該施設における避難確保計画の策定及び訓練の実施を促進する。

⑤（避難行動要支援者の避難計画の策定）

異常気象等による豪雨により大規模な浸水被害が発生した際、避難時に支援が必要な者が円滑に避難を行えるよう、避難行動要支援者の避難方法について個別計画の策定を推進する。

## 1-5 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

①（噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化）

桜島の火山災害対策については、噴火警戒レベルの運用などの対応が図られているが、引き続き、火山防災協議会等の構成機関相互の連携を図り、避難体制強化を推進する。

②（桜島大規模噴火時の火山災害対策の推進）

大規模な噴火が発生時に、住民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における火山災害対策について、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる。また、火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあるため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

### ③（治山事業の推進）

集中豪雨や地震の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、県等と連携し、山地災害の恐れのある人家裏等の山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する。

### ④（土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制の整備）

防災行政無線、防災ラジオ、ホームページ、SNS等さまざまな手段により住民への迅速かつ正確な情報提供に努め、県が指定した土砂災害警戒区域等をもとに土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をハザードマップ等で明らかにし、避難場所や避難路等の整備をすることで、警戒避難体制の強化を図り、土砂災害に対する安全度の向上を推進する。特に、白浜地区においては、国道10号の4車線化にともない、白浜地区住民の緊急待機場所がなくなることから、新たな緊急待機場所を整備する。

### ⑤（土砂災害対策の推進）

近年の気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加や地震の多発に伴い、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっていることから、県等と連携し、市民の生命・財産を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。また、災害ハザードエリアの新規立地の抑制及び円滑な基礎調査の実施並びに適正な規制区域の指定等を併せて総合的な対策を推進する。

### ⑥（地域防災力の向上）

同時多発的に広域で大規模な災害が発生した場合に、対応できる防災リーダー等の人材を育成し、自助と共助の意識を高め地域防災力を向上させる取組を推進する。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

#### ①（物資輸送ルートの確保）

避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化や長寿命化による輸送手段の確保、また、海路及び空路での輸送手段の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を推進する。

#### ②（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の共用率は全国平均に対

して下回って遅れているため、整備を促進する。

③（備蓄物資等の供給体制等の強化）

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な確保及び配分を行うため、関係機関との連携や調整などを強化し、非常食や飲料水等といった物資や物資の適切な備蓄場所の確保を推進する。

④（水道施設の耐震化）

水道施設が被災した際、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

⑤（応急給水体制の整備）

水道施設が被災した際、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧体制を整備する。

⑥（医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備）

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがある。このため、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図り、円滑な供給体制の構築を推進する。

⑦（医療用資機材・医薬品等の備蓄）

大規模災害発生初動期における医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通備蓄の確保を図るため、初動期（2日間）の医療救護用として備蓄し、適正な管理に努める。

⑧（受援計画の強化・見直し）

受援計画の定期的な見直し等を行うことにより、物的・人的支援の受援体制を強化する。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①（孤立集落対策）

道路の寸断による孤立集落の発生を防ぐため、防災対策を要する箇所についての法面防災などの幹線道路の整備のハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。



## 2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

### ①（消防の体制等強化）

大規模自然災害発災直後に、消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員等の確保及び災害拠点施設の整備を図るとともに、緊急消防援助隊等の車両・装備資機材等の充実や受援体制を確立し、消火・救助・救急活動等が迅速かつ的確に行われる体制を構築する。加えて、消防団の体制・装備・施設・訓練の充実強化、水防団や自主防災組織の充実強化を推進する。

### ②（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

### ③（DMATの受入体制整備）

災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する。

## 2-4 大量の帰宅困難者の発生、混乱

### ①（一時滞在施設の確保、水・食料等の備蓄）

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、正確かつ迅速に情報提供を行い、当該施設における飲料水や食料等の備蓄を促進する。

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ①（医療救護活動の体制整備）

大規模災害発生時の医療従事者の確保のため、県医師会や始良地区医師会他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める。

### ②（DMATの受入体制整備）[再掲 2-3-③]

災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入体制を整備する。

### ③（ドクターヘリの活用）

救急医療体制を充実・強化するため、大規模災害時におけるドクターヘリの速やかな運用が可能となるように、県及び関係機関との連携を強化する。

### ④（広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用）

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能



な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める。

⑤（災害対応マニュアルなどの見直し）

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う。

⑥（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）[再掲 2-1-②]

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の共用率は全国平均に対して下回っているため、整備を促進する。

⑦（港湾施設の耐震・耐波性能の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等の輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する。また、重富漁港においては、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進する。

## 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①（感染症の発生・まん延防止）

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携の強化や連絡体制の確保を図る。

②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

③（下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成）

下水施設の被災に備え、農業集落排水処理施設を含む下水道施設の耐震化、機能更新及び老朽化対策等を推進するとともに、地域公共下水道事業及び農業集落排水処理施設について、業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①（公共施設等の免震・耐震化）[再掲 1-1-⑤]

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災し、避難や救助活動等に障害を及ぼすことを防ぐため、公共施設等の免震・耐震化を推進する。また、避難所等に利用される学校施設の非構造部材の耐震化対策、避難者の利用に配慮したトイレの洋式化等の機能向上を図る。

②（電力供給遮断時の電力確保）

避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や、防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムや蓄電池等の再生可能エネルギーの導入等を推進する。

③（医療・社会福祉施設の耐震化）〔再掲 1-1-②〕

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設及び「地域介護・福祉空間整備等事業」等による高齢者施設等の免震・耐震化、非常用電源の確保等を促進する。

④（災害時保健活動及びD H E A T等の受入体制の整備）

被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）や災害派遣福祉チーム（D W A T）等といった各種団体の受入体制を整備する。

⑤（避難所運営マニュアル等の見直し）

災害発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、避難所運営マニュアル等を随時見直しの検討をする。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

①（公共施設等の免震・耐震化）〔再掲 1-1-⑤〕

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災し、避難や救助活動等に障害を及ぼすことを防ぐため、公共施設等の免震・耐震化を推進する。また、避難所等に利用される学校施設の非構造部材の耐震化対策、避難者の利用に配慮したトイレの洋式化等の機能向上を図る。

②（防災拠点施設における電力・燃料の確保）

電力供給遮断等の非常時に、防災拠点施設での災害対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保を推進するとともに、防災拠点における災害対応車両等の燃料を確保できる体制を整備する。

③（業務継続計画（B C P）の見直し等）

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の定期的な見直し、実効性向上を図る。

④（受援計画の強化・見直し）[再掲 2-1-⑧]

受援計画の定期的な見直し等を行うことにより、物的・人的支援の受援体制を強化する。

⑤（市が管理する情報ネットワークの環境整備）

障害や災害等による業務停止を防ぐため、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等の環境整備を図る。

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

①（情報通信機能の耐災害性の強化・高度化）

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺または機能停止した場合でも、市民へ防災情報等を伝達できるよう、公衆無線LAN環境の整備や情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

②（市が管理する情報ネットワークの環境整備）[再掲 3-1-⑤]

障害や災害等による業務停止を防ぐため、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等の環境整備を図る。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

①（住民等への災害情報提供）

住民への災害情報の提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。

②（災害に強い情報基盤の整備）

災害発生時において迅速かつ正確な情報を発信するため、インターネット等の多様な情報獲得手段の確保を推進する。

③（情報伝達手段の多様化等）

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進めることで、情報伝達手段の多様化・確実化を図り、様々な手段を使用した情報伝達の整備を推進する。

#### ④（ラジオ難聴の解消）

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保し、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態の回避を図る。

### 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ①（住民等への災害情報の提供）〔再掲 4-2-①〕

住民への災害情報の提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。

#### ②（災害に強い情報基盤の整備）〔再掲 4-2-②〕

災害発生時において迅速かつ正確な情報を発信するため、インターネット等の多様な情報獲得手段の確保を推進する。

#### ③（情報伝達手段の多様化等）〔再掲 4-2-③〕

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進めることで、情報伝達手段の多様化・確実化を図り、様々な手段を使用した情報伝達の整備を推進する。

#### ④（ラジオ難聴の解消）〔再掲 4-2-④〕

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保し、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態の回避を図る。

#### ⑤（情報通信機能の耐災害性の強化・高度化）〔再掲 4-1-①〕

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺または機能停止した場合でも、市民へ防災情報等を伝達できるよう、公衆無線LAN環境の整備や情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

#### ⑥（防災訓練や防災教育等の推進）〔再掲 1-1-⑥〕

学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1 経済活動が再開できないことによる企業の生産力低下及び企業活動等の停滞

#### ①（サプライチェーン確保のための道路等の防災・減災対策等の推進）

道路施設等が被災しサプライチェーンが寸断されることに伴う、企業生産力低下によ

る企業活動等の停滞を防ぐため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮・降灰対策等を総合的に推進する。

②（無電柱化等の推進）〔再掲 1-1-④〕

電柱等の占用物件の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害になることを防ぐため、倒壊した電柱等の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化や占用物件の削減を進め、道路等の安全性の高める取組を推進する。

③（企業における事業継続計画（BCP）策定等の支援）

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や、不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市の企業の取組を推進する。

## 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①（危険物施設等の安全対策等の強化）

危険物施設等における、大量の危険物性物質の流出を防ぐため、ハード面の対策に加え、緊急時における応急処置等の優先順位について定めるなど、防災対策の強化を図る。

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊な災害を防ぐため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備を推進する。

## 5-3 物流機能等の大幅な低下

①（物資輸送ルート確保）〔再掲 2-1-①〕

避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化や長寿命化による輸送手段の確保、また、海路及び空路での輸送手段の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を推進する。

②（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 2-1-②〕

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の共用率は全国平均に対して下回っているため、整備を促進する。

### ③ (港湾施設の耐震・耐波性能の強化) [再掲 2-5-⑦]

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等の輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する。また、重富漁港においては、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進する。

## 5-4 食料等の安定供給の停滞

### ① (物資輸送体制の構築)

緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、緊急物資の集積拠点の整備を促進するとともに、平時から緊急物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。

### ② (備蓄物資等の供給体制等の強化) [再掲 2-1-③]

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な確保及び配分を行うため、関係機関との連携や調整などを強化し、非常食や飲料水等といった物資や物資の適切な備蓄場所の確保を推進する。

### ③ (漁港の機能保全)

本市管理漁港においては、長寿命化計画に基づき既存の施設や水域施設等漁港施設、海岸保全施設の老朽化対策を推進する。

### ④ (受援計画の強化・見直し) [再掲 2-1-⑧]

受援計画の定期的な見直し等を行うことにより、物的・人的支援の受援体制を強化する。

### ⑤ (農道・農道橋の保全対策の推進)

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策を推進する。

## 5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

### ① (応急給水体制の整備) [再掲 2-1-⑤]

水道施設が被災した際、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じ応援給水の要請や水道施設の災害復旧体制を整備する。

### ② (水道施設の耐震化) [再掲 2-1-④]



水道施設が被災した際、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

③（農業水利施設等の保全対策の推進）

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画を策定し、耐震化及び長寿命化対策を推進する。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

①（水道施設の耐震化）〔再掲 2-1-④〕

水道施設が被災した際、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

②（下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成）〔再掲 2-6-③〕

下水施設の被災に備え、農業集落排水処理施設を含む下水道施設の耐震化、機能更新及び老朽化対策等を推進するとともに、地域公共下水道事業及び農業集落排水処理施設について、業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。

③（し尿処理施設の防災対策の強化）

し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことを防ぐため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定による協力体制を強化するとともに、災害時における代替施設の確保、耐震対策等を促進する。

④（ごみ処理施設の防災対策の強化）

ごみ処理施設の被災により施設が使用不能や能力低下となり、ごみ処理に支障を来すことを防ぐため、県内各施設間での災害時相互支援協定による協力体制を強化する。併せて、災害時における代替施設の確保及び機能保全のための長寿命化計画を作成し、長寿命化計画を基に「循環型社会形成推進交付金」を活用した改修等による延命化を促進する。

⑤（電力供給遮断時の電力確保）〔再掲 2-7-②〕

避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や、防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保のため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムや蓄電池等の再生可能エネルギーの導入等を推進する。

⑥（再生可能エネルギーの導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、公共施設、事業者及び家庭で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池等の再生可能エネルギーの導入を促進する。

## 6-2 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

### ①（物資輸送ルートの確保）〔再掲 2-1-①〕

避難、支援、輸送のための主要な路線が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給の長期停止を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化や長寿命化による輸送手段の確保、また、海路及び空路での輸送手段の整備を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を推進する。

### ②（無電柱化等の推進）〔再掲 1-1-④〕

電柱等の占用物件の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害になることを防ぐため、倒壊した電柱等の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化や占用物件の削減を進め、道路等の安全性の高める取組を推進する。

### ③（高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備）〔再掲 2-1-②〕

災害時の緊急輸送を確保するための高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路については、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の共用率は全国平均に対して下回っているため、整備を促進する。

### ④（道路・用排水路及び住宅地等の排水対策）

路面冠水や住宅地等の甚大な浸水により、交通が遮断され避難、支援、輸送等に障害を及ぼすことを防ぐため、道路・用排水路及び住宅地等の排水対策を促進する。

## 6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

### ①（防災インフラの整備）

海岸堤防等の防災インフラについては、管理者である県等との連携を図りながら津波被害や浸水被害のリスクが高い河川・海岸・住宅地等において、河川の拡幅、堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の津波・浸水対策の整備を推進する。

### ②（港湾施設の耐震・耐波性能の強化）〔再掲 2-5-⑦〕

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等の輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点港湾の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する。また、重富漁港においては、長寿命化計画に基づき老朽化対策を推進する。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### ①（土地区画整理事業・街路事業の推進）〔再掲 1-2-③〕

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災による多数の死傷者が発生するなどの被害を防ぐため、土地区画整理事業や都市計画街路を配置計画し、都市の密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する。

#### ②（都市公園事業等の推進）

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されるため、都市公園・緑地事業や都市防災総合推進事業・市街地整備事業等の活用により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地・広場・オープンスペース等の防災拠点としての機能強化及び老朽化対策・グリーンインフラを推進する。

#### ③（消防の体制等強化）〔再掲 2-3-①〕

大規模自然災害発災直後に、消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員等の確保及び災害拠点施設の整備を図るとともに、緊急消防援助隊等の車両・装備資機材等の充実や受援体制を確立し、消火・救助・救急活動等が迅速かつ的確に行われる体制を構築する。加えて、消防団の体制・装備・施設・訓練の充実強化、水防団や自主防災組織の充実強化を推進する。

#### ④（消防団や自主防災組織等の充実強化）〔再掲 1-2-②〕

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

#### ⑤（火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進）

火災予防及び火災時の被害軽減のため、住宅防火対策の普及や違反是正の推進、危険物施設等の適正な維持管理に努め、キャンペーン等による被害の軽減や事故防止対策の推進等を図る。

### 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

#### ①（危険物施設等の安全対策等の強化）〔再掲 5-2-①〕

危険物施設等における、大量の危険物性物質の流出を防ぐため、ハード面の対策に加え、緊急時における応急処置等の優先順位について定めるなど、防災対策の強化を図る。

#### ②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）〔再掲 5-2-②〕

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊な災害を防ぐため、自営消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備を推進する。

### 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

#### ① (交通施設、沿線・沿道建物の耐震化) [再掲 1-1-③]

大規模地震が発生した場合、港湾・鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことを防ぐため、県や関係機関等と連携を図り、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化及び長寿命化対策を促進する。

### 7-4 ため池、防災インフラの損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

#### ① (ため池の補強対策等の促進)

ため池の損壊・機能保持のため、より効果的・効率的な維持管理を行うとともに、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、避難路等を示したハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

#### ② (防災インフラの維持管理・更新)

防災インフラの破損・機能不全による二次災害が発生した際、多数の死傷者の発生を防ぐため、防災インフラの機能の保持することを目的とした、中長期的維持管理方針を定め、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う。

### 7-5 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

#### ① (危険物施設等の安全対策等の強化) [再掲 5-2-①]

危険物施設等における、大量の危険物性物質の流出を防ぐため、ハード面の対策に加え、緊急時における応急処置等の優先順位について定めるなど、防災対策の強化を図る。

#### ② (有害物質の流出対策等の推進)

有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルにより、国等と連携して対応する。

## 7-6 農地・森林等の被害による荒廃

### ①（適切な森林整備）

台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生を防ぐため、適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等の適切な管理が実施されない森林の、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

### ②（農地浸食防止対策の推進）

農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害を抑えるため、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

### ③（治山事業の推進）[再掲 1-5-③]

集中豪雨や地震の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、県等と連携し、山地災害の恐れのある人家裏等の山地災害危険地区について治山施設や森林の整備を推進する。

### ④（鳥獣被害防止対策の推進）

鳥獣による農作物被害により、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、当該地域住民に対する被害防止対策の意識の高揚を図るとともに、個体整理を目的とする緊急捕獲活動を通してソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### ①（災害廃棄物処理基本計画の推進）

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理基本計画を継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

#### ②（ストックヤードの確保）

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

#### ③（災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上）

建物の浸水や倒壊等による大量の災害廃棄物に対応するため、災害廃棄物処理等の協力について、県と県産業資源循環協会との協定のもと、関係機関も含めたさらなる協力

体制の実効性向上に取り組む。

## 8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

### ①（復興ビジョンの検討）

被災後、迅速かつ的確に復興計画を策定できるよう、有識者等と連携した復興に関する体制や手順、課題の把握等の事前準備を整える。

### ②（復旧・復興を担う人材等の確保・育成）

行政機関と関係団体との災害協定締結等の取り組みや、復興を支える人材等を、横断的な取り組みにより育成し、復興事業を円滑に実行できる環境を整備する。

## 8-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

### ①（海岸・河川堤防等の整備）

洪水・高潮による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図り、比較的発生頻度の高い（数十年～百数十年の頻度）地震・津波については、今後施設の機能を検証し整備の必要性について検討する。

### ②（浸水対策、流域減災対策）

大規模な浸水被害等の発生を抑えるため、地震・津波・洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

## 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### ①（文化財の保護管理）

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。

### ②（災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化）

コミュニティ力を強化するため、自治会や校区コミュニティ協議会の活動支援のほか、自主防災組織の行うハザードマップ作成・防災訓練・防災教育等による地域づくりの推進を行うなど、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる。



## 8-5 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

### ①（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供）

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。

### ②（災害時における応急仮設住宅の供給）

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するため、県や関係機関等との連携を図る。

### ③（応急仮設住宅建設候補地リストの更新）

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

## 8-6 風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

### ①（企業の業務継続体制の強化）

商工会と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、業務継続体制とその取組を強化する。

### ②（道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供）

道路施設の被災による避難・救助活動、応急復旧活動等障害が及ぶことが想定されるため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、関係機関との連絡体制の構築及び情報伝達手段の多様化を図る。

## 第 2 節 指標

推進方針で示した本市の主な優先すべき取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

No	指標名	現 状	目 標	リスク シナリオ
1	自主防災組織率	85.2%	95%	1-5 8-4
2	新たな情報伝達手段の導入	—	導入	4-2
3	高度救急資器材の整備率	75%	100%	2-3 7-1
4	消防車両等整備率	83%	100%	2-3 7-1
5	地域見守り活動（高齢者・障がい者・子ども相談における共助的取組）	90%	95%	1-4
6	事業継続セミナー等の開催	—	3回	8-6
7	コミュニティ活動、市民活動の推進について満足している市民の割合	22.8%	50%	8-4
8	水道管の老朽化率	18.7%	28.0%	2-1
9	都市計画道路の改良率	79.7%	81.1%	7-1
10	市街地における市道の無電柱化整備	—	0.4km (R6年度)	1-1 5-1 6-2
11	危険空家解体撤去補助金交付件数	62件	137件	1-1
12	ブロック塀等除却工事補助金交付件数	11件	36件	1-1

※ 原則、現状値は令和3年度(2021年度)、目標値は令和8年度(2026年度)、それ以外の場合は（ ）にて表記。

## 第6章 本計画の推進

### 第1節 市の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

### 第2節 本計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

### 第3節 プログラムの推進と重点化

第4章で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度などの視点や、県地域計画との一体性等を総合的に勘案し、36のプログラムのうち、重点化すべきプログラムとして、次のとおり、14のプログラムを選定した。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとする。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

2	健康・避難生活環境を確実に確保する	2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-6	農地・森林等の被害による荒廃

---

始良市国土強靱化地域計画

初 版：令和 2年12月

改 定：令和 5年 3月